

Title	信用擴張と銀行流動性
Author(s)	中谷, 實
Citation	經濟論叢 (1931), 33(3): 411-426
Issue Date	1931-09-01
URL	http://dx.doi.org/10.14989/130076
Right	
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	publisher

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第 卷三十三第

行發日一月九年六和昭

論叢

家屋税の累進 法學博士 神戸 正雄
長期波動について 文學博士 高田 保馬

時論

恩給の改革 法學博士 神戸 正雄

研究

米穀を通じて見たる朝鮮と内地との關係 經濟學士 八木芳之助
一般的均衡體系と交換方程式 經濟學士 柴田 敬
信用擴張と銀行流動性 經濟學士 中谷 實
農家における米の販賣 經濟學士 谷口 吉彦

說苑

近江商人と地方金融 經濟學士 菅野和太郎
パースンスの『景氣豫測』 經濟學士 桑原 晋
最近の獨逸財政 經濟學士 大谷 政敬
植民地鐵道政策の意義について 經濟學士 金持 一郎

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

信用擴張と銀行流動性

中 谷 實

一、序 言

銀行の本質が單なる信用の媒介に存するか將又信用の創造に存するか、即ち銀行業務に於て第一次的なるものはその受信業務なるか、或は授信業務なるかの問題は、今日尙意見の一致を見ざる所である。然し乍ら其の何れにもせよ、今日の銀行が、單に貯蓄の媒介に制限せられず、預金として受入れたるよりも多くの貸方勘定を許與する事によつて、自らも信用を造り出すものであると言ふ事は、内外の學者の間に於て、今や全く異論なき所となつてゐる¹⁾。只、小切手制度の發達せる英米の商業銀行と、主として預金振替制度の行はるる獨逸及び其の他の歐洲諸國の信用銀行との間には、多少程度の差は存するも、等しく信用を擴張するの點に於ては何等の差異を見出さ²⁾ない。

銀行は又、今日一の營利事業として存在する。故に營利主體としての銀行が、出来るだけ其の信用を擴張すると同時に其の資金を最も有利なる方面に投下せんと欲するのは、蓋し當然の事柄である。然るに此の希望は、同じく銀行の抱く所の他の希望によつて制限せられざるを得ないのである。其の第二の希望とは何か、即ち銀行の安全性と呼べるものにして、如何なる經濟界の

- 1.) 橋爪氏：貨幣論、二〇二頁、高垣博士：銀行論、一四四頁、一五四頁、高橋氏：金融の基礎知識、一七六頁
L. Fisher: The Purchasing Power of Money Chap. III.
C. A. Phillips: Bank Credit pp. 34-36.
A. Hahn: Volkswirtschaftliche Theorie des Bankkredits 3. Aufl. S. 41.
- 2.) Hahn: „Das Angebot an Kredit“ im Hwb. d. Stsw. IV Aufl. S. 947.

變動に際しても能く破産より免がれ、以て永く其の業務を繼續せしめんと希望である。而して此の安全性こそ、一國經濟社界に資金を調達して其の發展を助長す可き銀行にとりては、正に賦課されたる社會的義務なりと言はねばならない。

斯くて銀行は、營利性と安全性、即ち相矛盾する二つの原則の支配を受ける³⁾。一方信用を擴張すれば、長期の債權に對して短期の債務を負擔する事益々大に、資金を有利なる方面に投下せんと欲すれば、益々其の固着するを免がれ得ない。銀行が信用を擴張するに當り、流動性に關する考慮が決定的要素をなす所以も亦、茲に存するのである。

然らば銀行の流動性に關する考慮は、如何なる時代に於ても常に等しき重要性を有し又は有し得るであらうか。銀行流動性は、特に今日の經濟社會——即ち、取引の大部分に於ては小切手又は振替貸方勘定が用ひらるるも、尙此等は法貨たり得ずして、別に銀行券及び鑄貨の並用せられる所の、所謂現金節約經濟——に於て、其の最も重要なを認められるのである。試みに、現金のみが用ひられたる過去の經濟社會を考へやう。此の時代の經濟社會に於ては、銀行は、其の受入れたる預金額以上に信用擴張をなすを得ない。而も其の預金たるや、原則として、公衆に於ては不必要なる貨幣より成り、且比較的長期のものなりし爲め、受信業務と授信業務との期限を一致せしむ可き銀行法則も、亦或る程度迄は遵守され得たのである⁴⁾。故に斯かる時期に於ては、銀行が支拂不能に陥る事も比較的に少く、流動性の考慮も亦大した重要性を有しない。然らば次に、今日の現金節約經濟が極度に發達して、純粹なる無現金經濟——即ち、中央振替銀行に對する貸方勘定と、

3) 橋爪氏：前掲書、一九八頁

4) 神戸博士：理論經濟問題、四九頁(所謂Wagnerの原則)

高垣博士：前掲書、二五二頁

A. Hesse: Allgemeine Volkswirtschaftslehre. 15 Aufl. S. 79.

5) A. Hahn: Volksw. Theorie d. Bankk. 3 Aufl. S. 59.

各信用銀行の許與する振替貸方勘定及び小切手貸方勘定のみが、支拂手段として用ひらるる社會とならば、銀行流動性は如何なる意義を持つ事となるべきか。此の場合、若し統制ある振替本位が行はるる時は、中央振替銀行に對する貸方勘定は、今日の所謂現金と等しきものとなつて各銀行に於ける貸方勘定の準備となり、今日の經濟社會に於ける流動性の理論を其の儘適用し得るのである。⁶⁾又若し此の中央振替銀行が無限に貸方勘定を許與する時には、銀行流動性は殆んど意義を持たぬ事となる。

故に私は、問題を今日の經濟社會に限定し、今日の如き現金節約經濟に於て、銀行流動性とは如何なるものを意味するか、又信用擴張に對して如何なる關係に立つかを究むる事としたい。而も本稿に於ては主として信用銀行の流動性を取扱ひ、中央發券銀行の流動性に關しては之を他日の機會に譲る事とする。

二、銀行流動性の意義

銀行が信用を許與するに當り、債務者が第一流なる事を前提すれば、只銀行の流動性のみを考慮すればよい、と言はれてゐる。⁷⁾然らば其の流動性とは如何なるものか。之を定義するより前に、一應、主として獨逸の學者の述ぶる所を窺はう。蓋し、獨逸に於ても、「流動性」なる言葉は諸種の意味に用ひられ、⁸⁾従つて銀行流動性に對しても、多種多様の説明が與へられ居るが故である。⁹⁾先づ概念上、流動性は、國民經濟的流動性と私經濟的流動性との二者に分ち得られる。今ハ

- 6) L. v. Bortkiewicz: Das Wesen, die Grenzen und die Wirkungen des Bankkredits, in Weltwirtschaftl. Archiv, Bd. 17, S. 81 以下
7) Hahn: ibid. 2 Aufl. S. 57.
8) a. a. O. S. 53.
9) R. B. Kappeli: Der Notenbankausweis in Theorie und Wirklichkeit (im Probleme der Weltwirtschaft) S. 8.

ンによれば、國民經濟的流動性とは、一國の總ての銀行がその資産を賣却して自ら清算し得る能力、にして、景氣變動を拘束する爲に、一國の總ての銀行が信用收縮を企つる時に、問題となるのである。¹⁰⁾ 然し乍ら、彼自らも述べ居るが如く、斯かる景氣調節に對する考慮は寧ろ中央發券銀行の職務にして、¹¹⁾ 茲では問題とせざる所であり、他の多くの學者も、殆んど皆、所謂私經濟的流動性に重きを置いてゐるのである。

然らばその私經濟的流動性とは如何なるものか。已に前にも述べしが如く、銀行業務に於ては、其の授信業務に於ける期限が受信業務のそれと一致す可き事、換言すれば、要求拂其他短期の債務を多額に有する銀行は、其の貸出に於ても主として短期のものを選ぶ可きである、と言ふ事は、銀行經營上の根本原則なりと言はれてゐるのである。¹²⁾ 斯くて、短期の債務には短期の債権を以て準備すると言ふ、銀行原則に適ふ事を以て、銀行流動性なりとするもの多く、¹³⁾ シュルツェ・ゲヴァニッツの如きも、明かに「流動性とは、銀行準備の原則に適ふ程度なり。」と述べてゐる。¹⁴⁾ 又此の思想を言ひ換ふれば、「銀行が、何日にも容易に、其の債務を履行し得る能力」と言ひ得可く、之を以て銀行流動性の概念となすものには、アドルフ・ウェーバー、¹⁵⁾ カルベラム、¹⁶⁾ シヤンツ、¹⁷⁾ ハーン等¹⁸⁾がある。

然るに、近代の銀行は、單に其の債務の履行能力を有するのみでは不充分にして、不時の貸出要求にも應じ得ねばならぬ、と言ふ事が唱へられる。即ち、ロドキーの如きは、「銀行は單に資金が逼迫してゐるからとて、其の顧客の正當なる貸出要求を拒絶するを得ない。若し之を拒絶すれ

10) Hahn: *ibid.* 3 Aufl. S. 53.

11) a. a. O. S. 54.

12) 前掲、神戸博士、高垣博士、Hesse 等の各著書

13) R. B. Käppeli: *ibid.* S. 8.

14) G. v. Schulze-Gaevernitz: *Die Deutsche Kreditbanken.* S. 13.

ば、次第に其の顧客を失ひて、遂には支拂不能に陥らぬとも限らない。¹⁹⁾と述べてゐるのである。故に、銀行にとりては、單に不時の支拂要求に應ずるのみならず、不時の信用需要をも満足せしむ可き準備を有する事が必要にして、此の點に銀行流動性の意義を求めものがある。²⁰⁾然し乍ら、斯かる不時の信用需要は、豫測する事困難にして従つて銀行の貸借對照表上にも表はれ得ざる故、之を考慮に入れる事は（銀行經營上如何に重要なりとも）、貸借對照表より銀行流動性を測定する場合、²¹⁾全然之を不可能ならしめるものである。

更に、銀行流動性を以て其の債務履行能力と解し乍ら、而もその履行が特に貨幣（狹義の）によりてなされ得るならば、茲に、貨幣的流動性²²⁾又は現金流動性²³⁾が存在する、と稱せられる場合がある。殊にハーンの如きは、此の貨幣的流動性に對立せしめて私經濟的流動性を説明し、以て「銀行が、その債權者より、他の諸銀行又は中央振替銀行に對する貸方勘定の形式に於て、拂出を要求されたる場合に、之に應じ得る能力なり。」²⁴⁾としてゐるのである。然し乍ら、斯かる兩者の區別自體には大した意義が無く、寧ろ、彼が之に關聯して述ぶる所の、間接流動性²⁵⁾なる概念の方が、遙かに重要なものなる故、以下暫らく之が叙説を窺ふ事とする。

今、一銀行から多額の信用が取去られるとする。此の場合、現金又は他銀行に對する貸方勘定を以て支拂ひ得ざる限り、此の銀行は、自己の資産を賣却するか、或は信用解約申入をなして、銀行債務者をして其の資産を賣却せしめねばならない。然るに、近代の銀行信用に於ては、其の債務者の資産が必要な時に且適當な價格にて賣却され得る様に、投資をなすと言ふ事が殆んど不

- 15) A. Weber: Depositenbanken und Spekulationsbanken (im Archiv für Sozialwissenschaft. und Sozialpolitik) S. 529.
- 16) v. W. Kalveram: „Bankbetriebslehre“ im Hwb. d. Betriebswirtschaft S. 58
以下
- 17) G. v. Schanz: Artikel „Banken“ im Wörterbuch d. Volkswirts. IV Aufl. 3 Lieferung S. 241.

可能なのである。即ち例へば、一銀行が、小切手勘定貸方記入の方法にて工業經營信用を許與し、之が拂出をなしたとする。此の際、信用の方法にて調達されたる財貨は、それが未だ生産行程にあつて半製品の状態にある限り、只、債務者に對してのみ價值を有し、第三者に對しては殆んど無價值に等しき故、之を賣却する事は殆んど不可能なのである。而も銀行の請求權は、此の債務者の財産が賣却せられる迄は回収され得ないのである。

茲に於て銀行は、その債務の履行の爲に、最早や請求權の回収を行ひ得ざる事となり、勢ひ、他の方法が選ばねばならない事となる。即ち、銀行債務者の資産の賣却によらず、銀行自身の資産従つて債務者に對する請求權自體を賣却する事によりて、債務の履行をなす可き道が講ぜられねばならない。

斯くて、若し銀行の資産が、通常の商品手形或は國債より成る時は、斯かる請求權自體が或る市場を有し、且つ、特に中央銀行によりても常に受入れられる故に、容易に賣却され得るものにして、茲に銀行流動性は確保せられるのである。ハーンの所謂「間接流動性」とは、正に此の場合に於ける、銀行資産の賣却可能性を指すものに外ならない。²⁶⁾

以上、私は、ハーンの所謂間接流動性に就て、其の概要を明かにしたのである。而して、此の意味に於ける間接流動性にこそ、銀行流動性の本質的特徴が認め得られるのである。以下、支拂準備との比較に於て、其の然る所以を説明しやう。

銀行が其の債務を履行し得る能力を示すものとしては、已に支拂準備なるものがある。¹⁷⁾ 然らば

18) Hahn: *ibid.*, 2 Aufl. S. 59.

19) R. G. Rodkey: *The Banking Process*, pp. 27-28.

20) 例之 Leitner (F. Leitner: *Bankbetrieb und Bankgeschäfte*, 6. Aufl. S. 153) 又串本氏は「流動性とは支拂及貸出に容易に應じ得べき準備の總債務に對する比較關係なり」とせらる。(同氏獨逸信用銀行論 二五三頁)

21) Von W. Kalveram: a. a. O. 其の他多くの人が之を認めてゐる。

之は、等しく銀行の債務履行の能力を示す可き、銀行流動性とは、如何に異なるか。私は、此の兩者は殆んど相等しきものにして、只其の重點の置き所を異にするのみ、と考へるのである。即ち、前者は、究極に於ては、現金及び總ての流動資産を以て總債務を準備するものなれど、第一義的には、現金準備を重要視するものであり、²⁵⁾反之、後者は、等しく、現金及び總ての流動資産を以て總債務に對するものなれど、其の狙ふ所は、寧ろ、資産の賣却可能性に存するのである。蓋し、プリオンが、「容易に現金に換え得られる授信業務の、債務に對する比較關係²⁶⁾」を以て、流動性となし、マンが、流動性を定義して、「個人又は商會が、其の資産の大部分を、大した損失を蒙らずして速かに現金に換え得る場合、その状態を示すもの²⁷⁾」となし、更に、ヘッセの如きも、銀行の流動性をば、銀行が其の有する請求權を貨幣に換え得る能力²⁸⁾と解せるは、實に、此の點を強く主張したるものである。

以上の如く、獨逸の學者が銀行流動性に對して與へたる説明は、實に多種多様である。然し乍らその大多數は、所謂私經濟的流動性のみを問題となし、而も、支拂準備との比較上、前述の如き銀行資産の賣却可能性に、其の重點を置いてゐるのである。斯くて、銀行流動性とは、「銀行が、其の總ての流動資産を以て、總債務を履行し得る能力」なりと言ひ得られるのであるが、而も尙、此の場合に於ても、現金以外の資産の流動性に、其の本質的特徴を認む可きである。然らば、斯かる意味に於ける銀行流動性の考慮が、個々の銀行に於ける信用擴張に對して、如何に作用するか、又此の作用は、銀行組織を全體として見たる場合に於て、如何に變化するか、

22) Hahn: *ibid.* 3 Aufl. S. 63 „geldliche Liquidität“

23) v. W. Kalveram: *ibid.* „Barliquidität“

24) Hahn: a. a. O. S. 58.

25) a. a. O. 60.

26) a. a. O. SS. 58-61.

27) 拙稿；銀行の信用膨脹に就て、(經濟論叢 第三十卷 第六號)七九頁

以下節を分ちて述ぶる事とする。

三、個々の銀行に於ける信用擴張と流動性考慮

近代の商業銀行及び信用銀行が、單に信用の媒介をなすのみでなく、中央銀行と相並んで、信用の創造をなすと言ふ事は、今や異論なき所である。而も、中央銀行の信用創造に對しては、各國何れも法的制限を設くれど、³²⁾ 商業銀行及び信用銀行のそれに對しては、北米合衆國及び南亞聯邦を除けば(註)、未だ斯かる制限を設くるものを見ない。

註、北米合衆國に於ては、聯邦準備銀行の加盟銀行は、次の準備率によりて、その預金準備を所屬の聯邦準備銀行に預入れねばならぬ。³³⁾

中央準備市の銀行 (要求拂預金の)	一三%	(有期預金の)	三%
準備市の銀行 (同)	一〇%	(同)	同
地方銀行 (同)	七%	(同)	同

又、南亞聯邦に於ても、地域内の銀行は、總て、要求拂債務に對しては少くともその一三%、期限附債務に對してはその三%、を、南亞準備銀行に預入れねばならぬ。³⁴⁾

之には種々の理由もあるであらうが、一般には、準備金の割合を法定する事が困難にして、各銀行の營業狀態、取引先の内容、その所在地等、一般經濟狀態に應じて、各銀行が自ら善處すべきものと考へられ居るが故である。³⁵⁾ 斯くて、銀行の信用擴張に對しては、準備率に對する考慮を以て、最も重要なる事柄となすものが多い。³⁶⁾ 特に現金準備を高唱する人は、如何に優秀なる有價

28) 高垣博士；前掲書、七七頁、C. Phillips: *ibid.* p. 32.
 F. James: *The Economics of Money, Credit and Banking.* p. 195.
 29) Prion: „Lehre vom Bankbetrieb“ im *Hwb. d. Stsw.* IV Aufl. Bd. IV. S. 135.
 30) G. G. Munn: „Liquidity“ in *Encyclopedia of Banking and Finance.*
 31) A. Hesse: *a. a. O.* S. 79.
 32) 高垣博士；前掲書、一二頁、一三一頁、橋爪氏；前掲書、二〇〇頁

證券又は要求拂の債權と雖も、それらは平常事なき日に於ては、之を賣却し又は回収して支拂に充つるを得れども、豫知すべからざる預金の取付の爲の準備としては、必ずしも常に適切なりと言ふ事を得ない、と主張せられるのである。

然し乍ら、斯かる取付の爲の準備として、現金のみが果してそれ程價值あるものなのか。換言すれば、銀行は、充分なる現金準備の無き限り、信用擴張を全然爲し得ざるものなるか。此の現金準備の率こそは、正にハーンの所謂「貨幣的流動性」に該當するものなる故、以下暫らく彼の意見を(註)窺はう。

註、ハーンの銀行信用理論には、隨分激しき反對論が存すれど、其の流動性に關する説明のみは、多くの人々の稱讚を博してゐるのである。即ち、ハーベルラーの如きも「流動性問題に關するハーンの叙述」特にその批評的部分に於て、多くの正當なもの、又興味あるものを含んでゐる³³⁾と述べ、ブルノー、モルも、以下述ぶるが如き、ハーンの流動性に關する説明は、非常に卓見であると稱揚してゐる。

即ち、ハーンは、銀行より現金の引出さるる場合に、其の需要の原因が、公衆の不安と不信認に存するか、或は勞賃其他日々の小額の支拂の爲なるかによりて、非常貨幣需要と正常貨幣需要とを分ち⁴⁰⁾、其の兩者に關してなされる可き流動性の考慮が、信用擴張に對して制限的效果を有するや否やを検してゐるのである。只其の述ぶる所が、個々の銀行と銀行組織全體とを區別せざる爲め、叙述が幾分複雑不分明となり居るも、大要は次の如く言ひ得るであらう。

非常貨幣需要即ち所謂貨幣恐慌は、如何なる國の歴史に於ても之を見るのであるが、その原因は、全然公衆の不安と不信認とに存するのである。即ち戦争其他の異變に際して、公衆が、銀

33) 高垣博士：同上七九頁八〇頁、橋爪氏：同上二〇〇頁 James: ibid. P. 295.

34) 橋爪氏：同上、二〇〇頁

35) 同上、高垣博士：同上、七六頁

36) 橋爪氏：同上、一九八頁、深井英五氏：通貨調節論、493頁、

高橋龜吉氏：金融の基礎知識、一七八頁
Phillips: ibid. P. 55, 59, 77.

行貸方勘定の購買力並びに支拂手段たる性質に對して不安を抱き、之が代りに銀行券其の他の現金を得んと欲する、より生ずるものである⁴²⁾。

斯かる場合に個々の銀行は、果して其の要求を満足せしむる事が出来るであらうか。若し銀行が獨力にて之に應ぜんと欲するならば、平素より、其の債務額に等しき額の現金を積み置かねばならぬのであるが、然し、斯かる多額の現金を常に庫中に死藏する事は、如何なる銀行に於ても爲し得ざる所である⁴³⁾。而も斯かる場合に於ては、銀行相互の援助と言ふ事も問題とならざる故、總ての銀行は支拂不能に陥らざるを得ないのである。

然し乍ら、歴史上の事實は、斯かる際に、一國を名狀し難き混亂に捨て置いたであらうか。中央發券銀行が、その銀行券創造の特権を利用して、各銀行を援助するに至るは、我等の常に目撃する所である。而も斯の如き發券銀行の干渉は、單に歴史上の事實たるに止まらずして、今や、經濟的論理に基く所の一の原則と考へられてゐるのである。故に、一見すれば、貨幣的流動性の全然求め得ざる貨幣恐慌に際しても、銀行の貨幣的流動性は、事實上、常に存在するものにして、斯かる場合の貨幣的流動性に關する考慮は、銀行の信用許與に對して何らの重要性を有しない⁴⁴⁾。

然らば、所謂正常貨幣需要—例へば三ヶ月季末毎に規則的に増加する貨幣需要をも含めて—に對しては、ハーンは如何に考へるか。略言すれば、此の場合に於ても各銀行は、貨幣市場又は中央銀行より其の手段を獲來るものにして、その流動性は常に與へられてゐるのである。故に、正常貨幣需要に關してなされる可き流動性の考慮も亦、銀行の信用擴張に對して、何等の制限的作用を

37) 高垣博士；前掲書、七七頁

38) G. Haberler の原文手許に無く、大北文次郎氏譯：ハーン 銀行信用理論に對するハーベルラーの批評、(商學論集 第二卷 九三頁)

39) Bruno Moll. (Zeitschrift f. Socialwissenschaft, 12 Bd. SS. 220-221 參照)

40) 此の方法は、A. Weber も、„Depositenbanken und Spekulationsbanken“ S. 133 に於て採れる所である。

もなすものではない。⁴⁵⁾

以上が、ハーンの所謂貨幣的流動性の大要であるが、その貨幣の代りに、他の銀行に對する貸方勘定(又は中央振替銀行に對する貸方勘定)を置くならば、即ち彼の所謂私經濟的流動性にして、斯かる流動性に關する考慮の、信用擴張に對する關係は、亦前述の貨幣的流動性の場合と等しきものである。

然らば、個々の銀行が、或は中央銀行より或は貨幣(信用)市場より其の手段を獲得し來るは、如何なる手續による可きか。之こそ即ち、彼の資産の賣却によるの他なく、前述の間接流動性こそ、銀行の信用擴張に際して最も重要な役割を演ずるのである。

斯くてハーンの意見を總括すれば、銀行は、其の信用擴張に際して、單に間接流動性(投資の流動性)のみを考慮すれば、貨幣的流動性(現金準備)及び經濟的流動性(他銀行に對する貸方勘定)は、考慮するの要なし、と云ふ事となる。只、一個の銀行が、流動性以外の理由より、事實上、無限に信用擴張を爲し得ないと言ふ事は、ハーン自身も認めてゐるのである。⁴⁷⁾即ち、其の資産が如何に流動的であらうとも、一個の銀行が一方的に信用擴張を繼續する時は、繼續的に他の銀行に對して債務を負ふ事となつて、斯かる銀行間の債務の不均衡は、事實上許され得ないが故である。

以上、ハーンの叙説を顧みるに、我々は其處に、教へらるる所の大なるものを見出し得るのである。即ち、銀行の信用擴張に對する制限として、從來は、殆んど現金準備による制限のみが擧げられたのであるが、⁴⁸⁾今日の經濟状態に於ては、現金準備そのものよりも、寧ろ、其の背後に在りて之を可能ならしめ得べき潜在力、即ち投資の流動性又は間接流動性にこそ、より強き制限力

41) 大北氏譯；前掲書 九三頁
42) Hahn: a. a. O. SS. 67-68.
43) 串本氏；獨逸信用銀行論、二五七頁、
44) Hahn: a. a. O. SS. 63-66.
45) a. a. O. S. 74.
46) a. a. O. 58.

の存する事を、知らしめるが故である。(註)

註、ハーンの如き思想は、單に獨逸のみに限られず、米國に於ても、ラフリン教授が、彼の新刊書の中に展開してゐるのである。⁴⁹⁾

四、銀行組織全體として見たる場合に於ける信用擴張と流動性考慮

個々の銀行に於ける信用擴張と流動性との關係は、已に前節に於て述べたる所である。然らば、一國に於ける銀行組織を全體として見る場合には、此の問題は如何に表はれ來るか。此の點は、ハーンによりては明確に區別され居らざるものであるが、⁵⁰⁾理論上實際上の要求よりして、問題を此點迄發展せしめねばならないのである。

先づ最初に、現金準備を以て銀行の信用擴張に對する最後の決定根據となす人々の説⁵¹⁾、を窺はう。彼等に従へば、信用擴張の範圍を決定す可き現金とは、個々の銀行の場合には、所謂現金の外に他銀行宛の小切手又は貸方勘定を含むものなるが、銀行組織全體を見る場合には、嚴に現金⁵²⁾(中央銀行預金殘高を含む)のみに限られ、他銀行宛の小切手又は貸方勘定は之を含まないのである。而も社會の支拂慣習は略不變にして、公衆の小切手又は振替勘定使用の程度と現金使用の程度とが、常に一定の比率を保つ故、一國に造り出さる可き信用の額は、貨幣の存在量によりて嚴密に規定さる可きものなりと、此等の論者は考へるのである。⁵³⁾

然し乍ら、一の國民經濟に於て用ひらる可き信用の額が、斯の如き狹義の貨幣の存在量に依存す可きものなるか。一國の信用機構は、左程に迄彈力性を缺くものであらうか。以下、右の論者とは全然反對の説明を與へたる、ハーンの敘述を顧みやう。

47) a. a. O. S. 62.

48) 橋爪氏：前掲書、一九八頁、Phillips: *ibid.* p. 55, 59, 77.

49) J. L. Laughlin: *A New Exposition of Money, Credit and Prices.* 1931. Vol. II. p. 490, 721, 722, 723, 724, 727 etc.

50) 前掲、Haberlerの批評。

51) C. Phillips, J. Rogers 等

先づ貨幣恐慌の場合を見るに、此處では明かに、個々の銀行に於けると、銀行組織全體に於けるとの間に、何等の差異が存しない。即ち、現金取引に數倍する信用取引の行はれる今日の社會に於て、公衆が、銀行貸方勘定の貨幣的性質に不安を抱きて、現金による拂出を要求するならば、全銀行が忽ちにして支拂不能に陥るは、誠に明かなる所である。而して斯かる際に於て、發券銀行が非常手段に出づ可きは、已に前述の所である。

然るに、日常取引の爲の貨幣需要即ち正常貨幣需要の場合は如何であらうか。個々の銀行の場合ならば、その流動資産の賣却によりて、貨幣市場より容易に之を獲らるるも、銀行組織全體として見る時は、其處には、現金準備主張論者の考へ居る様な、一定額の貨幣の存在と云ふ事が必要なのではないか。ハーンは此處でも亦、全く反對の見解を表明してゐるのである。

即ち、先づ第一に、今日の經濟社會に於ては、現金による支拂が全然問題とならざる領域が存在する。卸賣商業の或信用及び取引所信用の領域が之にして、今の場合には全く問題外に在るのである。他方、現金による支拂が問題となる領域に於ては、小切手貸方勘定から現金が引出されるのであるが、而も此の領域に於ても、拂出の全部が現金によつてなされるのではなく、言はば水平的なる分割が行はれるのである。即ち例へば、工業經營信用の領域に於ても、勞賃支拂の爲の部分は現金を以て拂出さるるが、原料購入の爲の部分には、現金による拂出が行はれない。而も、勞働者の手に在る現金も、永く現金として彼等の手中に存するのではなく、小賣商を経て卸賣商に達した時には、小切手形式又は振替形式を採るのである。斯くて今日の社會に於ては、現金による取引は、全取引の極小部分を占むるに過ぎないと、言ひ得るであらう。

52) 拙稿：前掲（經濟論叢 第三十卷 第六號 八一頁、八二頁）

53) 同上、（經濟論叢 第三十一卷 第一號）參照

次に、個々の信用に於て、現金に對する需要が時間的に喰違つて發生するものなる故、此の點よりも、小額の現金を以て、能く多額の信用に對する支拂の役目を果し得るのである。只三ヶ月季末には、比較的多額の現金を必要とするのであるが、斯かる時期は、全取引期間の一小部分を占むるに過ぎざる故、之に對しては、中央銀行より融通を受ければ足るのである。⁵⁴⁾

以上によりて明かなる如く、ハーンによれば、貨幣的支拂手段の重要さは、今日甚だ微々たるものにして、⁵⁵⁾假令、社會の支拂慣習が一定不變のものとするも、猶、貨幣の存在量を以て、信用擴張に對する制限と見るを得ないのである。殊に、銀行の資産にして間接流動性が存するならば、何日にも必要な額だけ、中央銀行より貨幣の供給を受け得るが故に、銀行は、殆んど無限に信用擴張を爲し得るのである。

今、此の相反する二つの主張を比較するに、ハーンの如く、現金による支拂を無視する事は、餘りに極端ならんも、而も尙、信用の擴張が現存の貨幣量によりて嚴密に規定される、と見る事も、亦當を缺いてゐる。即ち、社會の支拂慣習は略一定したるものにして、現金による支拂が、今後尙其の重要さを失はないとしても、斯かる支拂手段に關しては、中央銀行が、信用銀行の信用擴張に追隨す可きもの、と見る⁵⁶⁾ハーンの說に、又價值あるを認めねばならぬのである。

斯くて、一國の銀行組織を全體として見る場合に於ても、個々の銀行の場合に於けると等しく、信用擴張に際して考慮す可き點は、貨幣的流動性よりも、寧ろ間接流動性に存するものと、言ひ得るのである。只、今の場合に於ては、一國に唯一個の信用銀行が存在するもの、と考へ得られるが故に、その間接流動性の意味が、前者の場合よりも、幾分限定せられる點に、兩者の差異が

54) Hahn: a. a. O. SS. 74-75.

55) a. a. O. S. 78.

56) a. a. O. .

存するのみである。即ち、此の場合には、銀行の資産をば、貨幣(信用)市場に於て賣却するが如き事無く、單に、中央銀行によりて受入れらるれば、其處に間接流動性が存するものと、見られるのである。

然し乍ら、此の場合に於ては、明かに、經濟的流動性の如きものは存在の餘地なく、又、個々の銀行の場合に見られしが如き、銀行相互間の債務の不均衡も、存在し得ざる故、銀行は、遙かに大なる信用擴張力を有するもの、と言はねばならない。⁵⁷⁾

五、結 言

以上、私は、先づ今日銀行流動性と呼ばれるものが如何なる意味に用ひられてゐるかを確め、次には斯かる流動性の考慮が信用擴張の範圍を決定すると言はるるのは如何なる意味に於てであるか、而して更には、斯かる流動性が一國の銀行組織を全體として見たる場合に於て如何なる意義を有するか、を究めたのである。

即ち、銀行流動性なる言葉は種々の意味に用ひらるるも、要するにそれは、銀行の總ての流動資産を以てその債務を履行し得る能力と、解せられ得可く、所謂支拂準備と異なる點は、その本質が銀行自身の資産の賣却可能性に存する事を明かにしたのである。従つて、個々の銀行に於ける信用擴張の範圍に對して、決定的根據を與ふるものは、その現金準備高よりも寧ろその投資の流動性に存するものと見らる可く、ハーンの叙述を借りて、其の然る所以を述べたのである。即ち、從來の考へ方によれば、銀行は、その債務額の一定割合(例之三割)の現金準備を有すれば、以て貨幣

57) 此の事は Phillips: *ibid.* pp. 77-78 にも述べられてゐる。

的流動性は充分に存するものとせられたのである。然るにハーンによれば、如何なる時に於ても、苟しくも銀行が貨幣を以て其の債務を履行し得ざる限りは、そこには貨幣的流動性は存せざるものと考へられるのである。故に全額準備の行はれ得ざる近代の銀行は、原則として總て非流動的なものであるが、その非流動性は、實は潜在的なるものにして、實際上に於ては、(間接流動性及び非常時に於ける中央銀行の干渉によりて)常に絶對的な流動性を示すのである。⁵⁸⁾而して斯かるハーンの考へ方は、尙未だ批評の餘地は存するも(註)、多くの人々が言はんと欲して尙言ひ得ざりし所を、巧に言ひ表はしたるものと考へられる。

註、例へばポルトキウイツは、ハーンの考へ方を批評して「ハーンは、無制限に不換紙幣の亂發せられる社會を、議論の根底に置いてゐるが、斯かる前提は許され得ないのである。且又それは、ハーンが、眞の統制ある無現金經濟を、誤解せる所より出でたるものである。」⁵⁹⁾と言つてゐる。

最後に、一國の銀行組織を全體として見る見方、即ち一國に只一個の銀行のみが存するが如き見方は、勿論一の擬制に過ぎないが、而も尙、我々に重大なる暗示を與ふるものである。即ち、斯かる場合に於ては、銀行は、若し中央銀行との連絡さへ保ち得れば(之すら、ハーンは殆んど重要さを認めないのであるが)、事實上無限に信用を擴張し得るものにして、一銀行が他銀行に對して過大の債務を負ふが爲に、其の信用擴張を制限せられるが如き事は、全然起り得ないのである。斯くて若し、一國の總ての銀行が其の信用政策に付て協定を行ひ、以て之に關する各銀行の聯帶性が固められる事ともなれば、假令恐慌に際しても、容易に其の慘禍より免がれ、以て安全に、信用擴張を繼續する事が出来るであらう。

58) Hahn: a. a. O. S. 57, 69.

59) V. Bortkiewicz: a. a. O.